

令和2年第2回定例会

江東区教育委員会会議録

令和2年2月7日（金）

江東区教育委員会

令和2年第2回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和2年2月7日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和2年2月7日（金）午前11時05分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 岩佐哲男（教育長）、橋本俊雄（教育長職務代理者）、
進藤孝、眞貝裕利子、鈴木清人
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、
岩井教育委員会事務局参事 庶務課長事務取扱、
谷川学校施設課長、太田整備担当課長、大町学務課長、
伊藤指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
堀越教育支援課長（教育センター所長兼務）、
池田地域教育課長、栗原江東図書館長、山崎文化観光課長、
岩崎青少年課長
- 6 議題
 - 日程第1 議案第2号 令和元年度江東区一般会計補正予算（第4号）
 - 日程第2 議案第3号 令和2年度江東区一般会計予算
 - 日程第3 議案第4号 議決を得た契約の契約変更について（江東区立深川第四中学校
校舎その他改修工事）
 - 日程第4 議案第5号 江東区立学校施設使用条例の一部を改正する条例
 - 日程第5 議案第6号 江東区教育センター条例の一部を改正する条例
 - 日程第6 議案第7号 江東区立図書館処務規程の一部改正
 - 日程第7 議案第8号 江東区芭蕉記念館条例の一部を改正する条例
 - 日程第8 議案第9号 江東区深川江戸資料館条例の一部を改正する条例
 - 日程第9 議案第10号 江東区中川船番資料館条例の一部を改正する条例
 - 日程第10 議案第11号 江東区青少年交流プラザ条例の一部を改正する条例
- 7 報告事項
 - （1）第二大島小学校改築計画ワークショップ開催について
 - （2）江東区立中学校等外国人講師派遣事業委託プロポーザルの選定結果について
 - （3）特別支援教育体制の整備について
 - （4）令和2年度特別整理期間に伴う図書館の休館について
- 8 協議事項
 - （1）令和2年度江東区教育委員会主要施策（案）について

9 審議概要

岩 佐 教 育 長 おはようございます。ただいまより令和2年第2回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

 本日の案件について傍聴したい旨、1名の申し出がありました。江東区教育委員会傍聴規則により傍聴を認めますので、事務局は速やかに傍聴人を入室させてください。

 (傍聴人 入室)

岩 佐 教 育 長 それでは、本日の会議録署名委員をご指名いたします。眞貝委員、鈴木委員をお願いいたします。

 それでは、審議に入ります。

 日程第1 議案第2号 令和元年度江東区一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

 本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第2号 令和元年度江東区一般会計補正予算（第4号）。

 上記の議案を提出する。令和2年2月7日。提出者、江東区教育委員会。

 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

 それでは、補正予算（第4号）についてご説明をいたします。資料1をごらん願います。

 1枚おめくりいただきまして、1ページの1、令和元年度江東区一般会計補正予算（第4号）総括をごらんください。これは、本区全体の歳入歳出についての総括であります。

 左の表、下段の歳入合計欄及び右の表下の歳出合計欄に記載のとおり、区全体の補正額は84億2,900万円の減額で、補正前の額に対して3.9%の減となっております。

 左の表の歳入をごらんください。歳入増の主なものは、第3款特別区交付金で、内容は固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税を原資とした都区財政調整制度に基づく都からの交付金の増額であります。

 また、歳入減の主なものは、第19款繰入金で、主な内容は財政調整基金繰入金の減額であります。

 次に、右の表の歳出をごらんください。歳出増の主なものは第2款総務費で、公共施設建設基金積立金の増額が主な内容となっております。

 歳出減の主なものは、第3款民生費で、児童福祉に係る事業の減額が主な内容となっております。

 続きまして、2ページの2、教育委員会事務局（1）歳入歳出予算総括をごらんください。これは、教育委員会事務局が所管する歳入及び歳出についてそれぞれの款、項、目の補正額を記載した総括でございます。

左の表、一番下の歳入合計欄及び右の表の一番下の歳出合計欄に記載のとおり、教育委員会事務局所管の補正額は13億121万1,000円の減額で、補正前の額に対し3.4%の減となっております。

次に、歳入について主な内容をご説明申し上げます。1枚おめくりいただきまして、次ページの(2)歳入事項別明細書をごらんください。第13款分担金及び負担金の増は、江東きつずクラブの利用料収納率上昇による増額であります。15款国庫支出金の減は幼稚園就園奨励費補助金等の教育費補助金の減額であります。

4ページをごらんください。第16款都支出金は、全体で減額でございますが、防災機能強化のための東京都公立学校施設トイレ整備支援事業補助金等、補助金を活用した事業もあり、第2項都補助金は増額となっております。第19款繰入金の減は、学校施設改築等基金繰入金の減額であります。第21款諸収入は、奨学資金貸付金返還収入の減額が主なものであります。

続いて、歳出について主な内容をご説明申し上げます。5ページをお開きいただきまして、(3)歳出事項別明細書をごらんください。

第7款教育費は13億121万1,000円の減額であります。第1項教育総務費は2億8,212万円の減額であります。第2目事務局費は、右説明欄上段の事業1、給与費及び旅費の減額が主な内容であります。

第3目教育指導費は、6ページ右説明欄上段の事業1、部活動振興事業における指導員の配置実績減が主な内容であります。第4目教育センター費は、右説明欄中段の事業1、教育センター管理運営事業における光熱費等の減額が主な内容であります。第5目放課後支援費は、右説明欄下段の事業1、放課後子どもプラン事業における非常勤職員報酬や臨時職員賃金の減額が主な内容であります。

7ページをお開き願います。第6目放課後支援施設建設費は、右説明欄上段の事業1、きつずクラブ香取改築事業における使用料及び賃借料等の減額が主な内容であります。

8ページをごらんください。第2項小学校費は6億7,747万7,000円の減額であります。第1目学校管理費は、右説明欄上段の事業1、給与費及び旅費の減額が主な内容であります。第2目教育振興費は、右説明欄中段の事業1、小学校就学援助事業における支給対象者数の減、第3目学校給食費は、右説明欄中段の事業1、小学校給食運営事業における調理業務委託等の契約差金の減額、第4目学校保健費は、右説明欄下段の事業1、小学校保健衛生事業における健康診断委託等の契約差金の減額が主な内容であります。第5目学校施設建設費は、小学校の増築、改築等における起工差金、契約差金の減額が主な内容であります。

10ページをお開き願います。第3項中学校費は1億5,253万8,000円の減額であります。第1目学校管理費は、右説明欄上段の事業1、給与費及び旅費の減額が主な内容であります。第2目教育振興費、

第3目学校給食費、第4目学校保健費の内容は、小学校費とほぼ同じ内容であります。第5目学校施設建設費は、中学校の改築、改修における起工差金、契約差金の減額が主な内容であります。

11ページをお開き願います。第4項校外施設費は、3,584万4,000円の減額であります。第2目校外施設建設費は、右説明欄上段の事業1、日光高原学園改修事業における起工差金、契約差金の減額が主な内容であります。

12ページをごらんください。第5項幼稚園費は8,717万9,000円の減額であります。第1目幼稚園管理費は右説明欄上段の事業1、給与費及び旅費の減額が主な内容であります。第2目幼稚園施設建設費は、右説明欄中段の事業1、幼稚園大規模改修事業における起工差金、契約差金の減額が主な内容であります。

13ページをお開き願います。第6項社会教育費は6,605万3,000円の減額であります。第1目社会教育総務費は、右説明欄上段の事業1、給与費及び旅費の減額が主な内容であります。第2目図書館費は、右説明欄上段の事業1、図書館管理運営事業におけるシステム賃貸借等の契約差金の減額が主な内容であります。

以上、全体の補正内容としては、令和元年度における実績見込みより生じた予算の執行残について減額するものとなっております。

簡単ではありますが、教育委員会事務局関係の補正予算の説明を終わります。

岩 佐 教 育 長 本案について質疑願います。

鈴 木 委 員 1点お聞きしたいんですが、日光高原学園の改修工事でありますけれども、今の次長のお話、内容ですと、契約差金というふうにお聞きしたんですが、金額が随分大きいと思うんです。3,500万円ということで、この入札の率と入札業者というのはどこだったのかということと、なぜこういうふうな大きな金額の差金が出たのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

谷川学校施設課長 金額の差金につきましては、落札率が9割ぐらいでしたので、このぐらいの差額になっているという状況でございます。

鈴 木 委 員 業者はどこだったんですか。

谷川学校施設課長 業者は、建築工事におきましては入沢工務店です。

鈴 木 委 員 そうすると、今のお話ですと、入札率90%ですから、そんなびっくりすることはないというか、十分な予算をとって、それ以内におさまっ

ている、特に大きな事象があったということではないということでしょうか。

谷川学校施設課長 委員おっしゃるとおり、大きな差ではないというふうに認識してございます。

鈴木委員 もう1点いいでしょうか。この改修工事の概要といたしますか、工程といたしますか、現況といたしますか、それは今どのようなになっているのでしょうか。

谷川学校施設課長 現在、工事は進行しておりまして、もうほぼほぼ工事が終わっている状況で、委員の皆様方には、これから案内をさせていただきますが、4月の14日に、内覧会を計画しているところでございます。建物自体はほぼ終わっておりまして、今、検査をしているところでございます。
以上です。

鈴木委員 ありがとうございます。

岩佐教育長 よろしいですか。
ほかには。
よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。
続いて、日程第2 議案第3号 令和2年度江東区一般会計予算を議題といたします。本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第3号 令和2年度江東区一般会計予算、上記の議案を提出する。
令和2年2月7日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

それでは、令和2年度の一般会計予算についてご説明いたします。

まず、本区全体の予算編成について簡単にご説明をいたします。本区の歳入は、人口増加等に伴い、特別区税が堅調な推移を見せている一方、国による一連の税源偏在是正措置やふるさと納税の影響により中長期的には楽観視できない状況にあります。こうした中、子育てや教育環境のさらなる充実や災害に強い安全安心なまちづくり等、区政全般にわたる行政課題に全庁一丸となって取り組んでいくことが求められております。

また、令和2年度は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功と、その先のレガシーを次の世代へ構築、継承するとともに、新長期計画の初年度という本区にとって新しい時代を迎える節目の1年となります。これらを踏まえ、令和2年度予算は次なるステージへみんながつながる飛躍予算として編成されました。

続きまして、令和2年度江東区一般会計予算の概要についてご説明を申し上げます。

資料2、令和2年度江東区一般会計予算を1枚おめくりいただきまして、1ページの令和2年度江東区一般会計予算総括をごらんください。

左の表の一番下の歳入合計欄及び右の表の一番下の歳出合計欄に記載のとおり、令和2年度一般会計予算は、総額2,132億9,800万円、前年度比78億9,100万円、3.8%の増となっております。左の表の歳入の款別内訳をごらんください。第3款特別区交付金が構成比25.8%で第1位を占め、以下第1款特別区税25.5%、第14款国庫支出金17.8%の順となっております。

右の表の歳出の款別内訳をごらん願います。第3款民生費が構成比47.9%と最も多く、続いて第7款教育費17.0%、第2款総務費12.5%の順となっております。第7款教育費の部分をごらんください。教育関係予算の歳出の総額は362億8,634万円で、前年度比36億9,538万8,000円、11.3%の増となっております。

次に、令和2年度教育関係予算歳出についての要点を簡単にご説明いたします。ここで別紙の予算概要をごらんください。

まず、新たな取り組みとして、学習内容の充実についてです。オリンピック・パラリンピック教育推進事業では、全校園で育成した花を競技会場付近に設置するこうとう☆花いっぱい運動や、児童生徒等による競技観戦の実施、さらにオリンピック・パラリンピック教育を記録したDVDを作成いたします。また、南陽幼稚園と豊洲幼稚園において3歳児保育及び預かり保育を実施いたします。

次に、教育施設の整備・充実として、児童数増加に伴う教室不足解消や校舎の老朽化解消のため、校舎等の増築、改築、大規模改修を行っています。

2ページをお開きいただき、効率的な区政運営の推進では、教員の働き方改革として教職員の負担軽減を図り、児童生徒への指導等に注力できる環境をサポートするため、教職員を対象とした勤怠管理システムを導入いたします。

次に、事業の拡充についてです。いじめ・不登校対策等の充実については、南砂中学校内に不登校や長期欠席の中学生を対象としたブリッジスクールを新たに開設し、学習指導や心のケアを行ってまいります。また、心理士によるSNSを活用した教育相談を通年実施し、相談体制の充実を図ります。また、教育環境の整備・充実では、小学校教育情報化

推進事業としてタブレット端末の増設や無線LANの環境の充実、電子黒板の追加配備により情報通信環境を整備いたします。

さらに、図書館サービスの充実については、令和2年度は指定管理者制度を新たに4館に導入し、サービスのさらなる充実を図ってまいります。

資料2にお戻りいただきまして、2ページの教育委員会事務局（1）歳入歳出予算総括をごらんください。

これは、教育委員会事務局が所管する予算の歳入及び歳出について、それぞれの款項目の予算額を記載した総括でございます。

歳入について、増減の主な内容をご説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、3ページの歳入事項別明細書をご参照願います。

第12款分担金及び負担金は2億4,155万6,000円で、前年度比7,290万7,000円の増となっています。これは、江東きつずクラブの利用料見直しによる利用者負担金の増となっております。

第13款使用料及び手数料は4,283万3,000円で、前年度比5,951万9,000円の減となっています。これは、幼児教育・保育の無償化本格実施による幼稚園保育料の減が主な内容となっております。

第14款国庫支出金は3億2,970万8,000円で、前年度比2億7,578万5,000円の減となっています。これは、義務教育施設整備費負担金や幼稚園就園奨励費補助金の皆減が主な内容であります。

4ページをごらんください。第15款都支出金は6億8,835万3,000円で、前年度比2億6,576万5,000円の増となっております。これは、幼稚園類似施設保護者負担軽減費補助金や、スクールサポートスタッフ配置支援事業補助金、学校における働き方改革推進事業補助金の増が主な内容であります。

5ページをお開きください。第16款財産収入は4,131万9,000円で、前年度比2,595万円の増となっております。これは、武蔵野大学附属有明こども園貸付収入の増によるものであります。

第18款繰入金は24億6,000万円で、前年度比6,100万円の減となっています。これは、学校施設改築等基金繰入金の減によるものであります。

以上が歳入の増減の主なものであります。

続きまして、歳出について主な内容を順次ご説明申し上げます。

6ページをごらんください。第7款教育費、第1項教育総務費は131億3,751万9,000円で、前年度比16億9,942万9,000円、14.9%の増となっております。

9ページをお開き願います。第2目事務局費、右説明欄上段の事業2教育推進プラン進行管理事業が、本区の教育振興基本計画である教育推進プラン・江東（後期）が来年度に計画期間の終了となることから、新

たな計画として第2期教育推進プラン・江東を策定いたします。

10ページをごらんください。第3目教育指導費、右説明欄中段の事業5確かな学力強化事業は、小学校等の学びスタンダード強化講師の配置教科に英語を追記し、きめ細やかな指導を行ってまいります。

11ページをお開き願います。右説明欄上段の事業8オリンピック・パラリンピック教育推進事業は、先ほどお話ししたとおり、こうとう☆花いっぱい運動の実施やドキュメンタリーDVDの作成、全校園の児童生徒等の競技観戦を実施いたします。

13ページをお開き願います。右説明欄中段の事業1適応指導教室事業では、南砂中学校内にブリッジスクールを新たに開設いたします。また、下段の事業3スクールカウンセラー派遣事業では、心理士によるSNSを活用した教育相談を通年実施いたします。さらに、事業4スクールソーシャルワーカー活用事業は、スクールソーシャルワーカーを1名増員いたします。

14ページをごらんください。右説明欄中段の事業1教育指導事務では、教職員の勤怠管理システムを導入いたします。

15ページをお開き願います。第5目教育施設建設費、右説明欄中段の事業1教育センター改修事業は、教育センターの施設等の改修の実施設計に係る経費であります。

16ページをごらんください。第6目放課後支援費、右説明欄上段の事業1放課後子どもプラン事業は、江東きっずクラブの管理運営に要する経費であります。学童クラブ事業をきっずクラブ事業に統合するほか、児童の安心安全につながる入退室管理システムを導入いたします。

18ページをお開き願います。第2項小学校費は119億5,819万6,000円で、前年度比7,169万6,000円、0.6%の増となっております。第1目学校管理費、右説明欄中段の事業1小学校管理運営事業は、小学校等46校839学級2万5,704人の児童にかかる消耗品、光熱水費、備品購入費等の学校運営・維持に要する経費であります。

20ページをお開き願います。右説明欄下段の事業2小学校教育情報化推進事業は、各小学校等にタブレット端末を増設、全ての普通教室、特別教室に無線LAN環境を構築するとともに、小学校1年生から4年生の全ての普通教室に電子黒板を配備いたします。

21ページをお開き願います。第2目教育振興費は、就学が困難な児童の保護者に対する就学援助及び特別支援学級等の就学奨励に要する経費であります。

第3目学校給食費、右説明欄下段の事業1小学校給食運営事業は、給食用備品、消耗器材の購入及び調理業務の民間委託等に要する経費であります。

22ページをごらんください。第4目学校保健費、右説明欄上段の事業1小学校保健衛生事業は、健康診断及び学校内の衛生検査等の保健活

動を実施するための経費であります。

23ページをお開き願います。第5目学校施設建設費、右説明欄中段の事業7小学校大規模改修事業は、八名川小学校の実施設計に要する経費を計上しております。

24ページをごらんください。第3項中学校費は77億1,878万1,000円で、前年度比30億3,976万1,000円、65.0%の増となっております。

第1目学校管理費、右説明欄中段の事業1中学校管理運営事業は、小学校費と同様に、中学校等24校264学級8,284人の生徒にかかる学校運営維持に要する経費であります。

27ページをお開き願います。第2目教育振興費、第3目学校給食費、第4目学校保健費の内容は、小学校費とほぼ同様であります。

28ページをごらんください。第5目学校施設建設費、右説明欄下段の事業2中学校大規模改修事業は、深川第二中学校の実施設計及び深川第四中学校、南砂中学校の大規模改修工事に要する経費を計上しております。

29ページをお開き願います。第4項校外施設費は3,660万9,000円で、前年度比10億9,102万円、96.8%の減であります。

30ページをごらんください。第5項幼稚園費は17億1,890万9,000円で、前年度比1億7,324万6,000円、9.2%の減となっております。

第1目幼稚園管理費、右説明欄中段の事業1幼稚園管理運営事業は区立幼稚園20園65学級1,446人の園児にかかる幼稚園の運営維持に要する経費であります。また、南陽幼稚園と豊洲幼稚園において3歳児保育及び預かり保育を実施いたします。

32ページをお開き願います。右説明欄中段の事業2私立幼稚園等運営費扶助事業は、子ども・子育て新制度へ移行した認定こども園等に対し施設型給付費等を支給しており、令和2年度は、新たに新設する有明の認定こども園1園に要する経費を計上しております。

33ページをお開き願います。第6項社会教育費は17億1,632万6,000円で、前年度比1億4876万8,000円、9.5%の増となっております。

第2目図書館費、右説明欄下段の事業1図書館管理運営事業は、区立図書館の管理運営に要する経費であります。指定管理者制度を新たに4館に導入し、月曜開館による開館日数の増や開館時間の延長等を実施いたします。

34ページをごらんください。右説明欄、中段の事業1深川図書館改修事業は、深川図書館の施設等の改修の実施設計に係る経費であります。

以上、簡単ではありますが、教育委員会事務局の説明を終わります。

岩 佐 教 育 長 それでは、本案について質疑を願います。

鈴 木 委 員 2点、お聞きしたいと思いますが、1点目は、勤怠管理システムの導入ということで7,600万の予算が計上されております。具体的な規模とか内容とかをちょっとご説明いただきたいと思います。

伊 藤 指 導 室 長 小中学校の勤怠管理の電子化を図るための費用です。
現在、小中学校では判こを押して出勤確認をしているのですが、これを電子化することによって、しっかりと管理をするというものです。
あわせて、旅費等につきましても全て電子化するというもので、教職員の勤務の軽減に資するものであります。

鈴 木 委 員 これで、働き方改革じゃないんですけれども、今、教職員の残業だとか、これは国のほうでいろいろ検討されていますけれども、そういったところに結びついて、今おっしゃった軽減になっていくのかどうかということをお聞きしたいのと、具体的に計画というか、基本的には残業は出ないと思うんですけれども、その辺、どのようになっていくのかなど興味があって聞きたいんですが。

伊 藤 指 導 室 長 まず、軽減になるかということでありますけれども、結局判こでやっていますので、出退勤の管理が難しく、教員の勤務の状況を副校長等が現認をして確認をしている状況がありました。電子化することにより一律電子で管理ができるということの部分では軽減になるかと思っております。
また、今後の残業等についてですが、残業につきましては、給特法にのっとり、教員は残業手当は出ないというところは変わりありません。
一方で、教職員等が行っていた事務処理も含めて、事務職員の組合とも折衝しており、教員がやるべきもの、事務にお願いすべきもの、こういったものにも今整理をし始めているというところでございます。

鈴 木 委 員 もう1点いいですか。
教育センターの改修事業の実施設計委託が3,000万円と、こういうことなんでございますけれども、具体的な内容と、それから将来、来年度かどうかわかりませんが、改修建設工事費はどのぐらいを見込んでいくのかと、2点お聞きしたいと思います。

堀越教育センター所長 教育センターの改修については、来年度から区の長期計画の中に位置づけられて改修という形で進んでおります。来年度が実質の設計の1年間になりますので、そこでの予算計上ということになります。
当初は、多めに見積もって6億程度かかるのが必要ではないかという

ところですが、実際には、来年度の設計の中で詳しくは詰めていくという流れになっております。ただ、教育センターと図書館と、または駐車場と各所管が違っていたり、あと区民の利用者がある中でどうやって区民の利用をしていただきながら改修するかというところがありますので、何年までに全て完成という部分は、専門家と意見を交わしながらでないといけないだろうということで見通しが立っていません。

以上です。

鈴木 委 員 これから設計なんでしょうけれども、プランとして、例えば図書館もリニューアルして使いやすくしますよとか、会議室を増やせますよとか、そういうふうな中身というのは、どのようになるんですか。

堀越教育センター所長 その中身についても今後具体的に詰めていくというところでございますので、わかり次第発表をさせていただきます。

鈴木 委 員 わかりました、ありがとうございました。

岩 佐 教 育 長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 それではお諮りいたします。日程第2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。
続いて、日程第3 議案第4号 議決を得た契約の契約変更について(江東区立深川第四中学校校舎その他改修工事)を議題といたします。
本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第4号 議決を得た契約の契約変更について。
上記の議案を提出する。令和2年2月7日。提出者、江東区教育委員会。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

谷川学校施設課長 それでは、議案第4号についてご説明いたします。
本工事は、校舎の大規模改修のほかに、一部3階建てのトイレ棟を増築する工事となっております。
変更理由としましては、令和元年第2回都議会定例会の議決を受け、工事着手後想定外の地中障害の存在が判明したため、新たな追加工事が必要となりました。そのため、これらの追加工事にかかわる費用についての増額変更を行うものであります。

変更内容としましては、契約金額１２億３０７万円に対し、変更後の金額は１２億８３４万５,６００円で、差額は５２７万５,６００円でございます。

裏面をごらんください。工事変更概要としましては、地中障害物撤去工事としまして、敷地境界に隣接しているため、飛散防止用の足場の設置や掘削、埋め戻し、地盤改良などを行い、コンクリートガラ約３７ｍ³の処分を行いました。地歴調査の状況からは、昭和１６年より学校用地として利用されており、現在の校舎と旧校舎との建設位置がほぼ同じ位置だったということから、旧校舎の地中ばりは撤去されていると想定いたしました。

しかしながら、結果的には若干ずれていた地中ばりが残置されていたことから、追加工事として撤去することといたしました。

契約の相手方は多田・新日本・中島松男建設共同事業体です。工期は令和元年７月１日から令和２年６月３０日までで、工期の延長はございません。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご可決くださいますようお願いいたします。

岩 佐 教 育 長 傍聴人が退出しました。
それでは、本案について質疑を願います。

眞 貝 委 員 香取小学校でも、たしか同じようなことが起きて、今、かなり工事が遅れていますけれども、こういうものというのは、事前にはわからないんですか、掘らなければ。

谷川学校施設課長 先ほどもご説明したように、地歴の中で確認はしてございますけれども、今回の場合は、旧校舎と現在の校舎との位置がほぼ一緒だったということで、基本的に今の考え方でいくと全て撤去しているという状況ではございますが、過去の営繕課時代、４０年以上前の区の姿勢としましては、当たらないところはできるだけ残していくという話は聞いたことがございまして、ただ、１メートル、２メートルぐらいのずれを残すのかといったところは、我々も、それぐらいだったら撤去しているであろうという判断をしてしまったというところでございます。

岩 佐 教 育 長 よろしいですか。ほかには。
お諮りいたします。日程第３について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。
次に、日程第４ 議案第５号 江東区立学校施設使用条例の一部を改

正する条例、日程第5 議案第6号 江東区教育センター条例の一部を改正する条例、日程第7 議案第8号 江東区芭蕉記念館条例の一部を改正する条例、日程第8 議案第9号 江東区深川江戸資料館条例の一部を改正する条例、日程第9 議案第10号 江東区中川船番所資料館条例の一部を改正する条例、日程第10 議案第11号 江東区青少年交流プラザ条例の一部を改正する条例は、いずれも施設使用料改定に係る議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第5号 江東区立学校施設使用条例の一部を改正する条例、議案第6号 江東区教育センター条例の一部を改正する条例、議案第8号 江東区芭蕉記念館条例の一部を改正する条例、議案第9号 江東区深川江戸資料館条例の一部を改正する条例、議案第10号 江東区中川船番所資料館条例の一部を改正する条例及び議案第11号 江東区青少年交流プラザ条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。令和2年2月7日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

大町学務課長 私からは、議案第5号 江東区立学校施設使用条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

資料3をごらんください。

まず、1、改正の理由ですが、昨年11月開催の第7回臨時会においてご報告をさしあげましたとおり、受益者負担の原則に基づき、全庁的に使用料の検証を実施した結果、維持管理コストと最大徴収使用料との乖離が拡大傾向にあることから、区全体の方針として施設使用料の引き上げを行うこととしたためであり、本日も審議いただく使用料改定に係る議案、いずれも同様でございます。

本議案は、豊洲西小学校体育館棟のプール及びトレーニング室の使用料を改定するものでございます。

2ページ、3ページをごらんください。左側が現行料金、右側が改正案でございまして、1回の使用料、回数券、そして定期券について、いずれもおおむね20%引き上げることとしております。

なお、小中学生65歳以上の方の使用料については、引き上げを行わないこととしております。

また、3ページ右下の附則経過措置では、回数券の使用期限等についても定めております。

1ページ目にお戻りいただき、4の施行日は令和2年10月1日から

とし、こちらも一括議題の議案全て同様でございます。

議案第5号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

堀越教育センター所長 私からは、議案第6号 江東区教育センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料の4をごらんください。

1、改正の理由でございますが、議案第5号と同様であり、江東区教育センター条例の一部改正を行い、教育センター研修室の使用料の改定をするものであります。

改正の概要につきましては、一般使用者の使用料をおおむね20%引き上げることと、新料金につきましては令和2年10月1日申請分から適用するということで進めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

利用料の新旧対照表につきましては2ページに記載とさせていただきますので、ご確認いただければと存じます。

1ページにお戻りいただきまして、本条例の施行日ですが、令和2年10月1日からとなっております。

本議案についての説明は以上でございます。

山崎文化観光課長 それでは、私のほうからは、議案第8号から議案第10号まで一括でご説明いたします。

資料6をごらんください。江東区芭蕉記念館条例の一部を改正する条例についてです。

研修室及び会議室の使用料をおおむね20%引き上げるものでございます。ただし、観覧料は据え置きといたします。また、他の2館にあわせまして、利用者が入場料等の料金を徴収して利用する場合には、利用料金を100分の150相当額を上限とするものでございます。

次に、資料7をごらんください。江東区深川江戸資料館条例の一部を改正する条例についてですが、小劇場及びレクホールの使用料をおおむね20%引き上げるものでございます。こちらも、ただし観覧料は据え置きといたします。

次に、資料8をごらんください。江東区中川船番所資料館条例の一部を改正する条例についてですが、会議室の使用料をおおむね20%引き上げるものでございます。ただし、観覧料は据え置きといたします。

また、議案第8号、9号につきましては、あわせて文言整理を行っております。

なお、それぞれの条例の附則におきまして、令和2年10月1日から施行するものとし、条例施行日以前に行った利用承認につきましては、従前の利用料金を適用するものとして経過措置を立てております。

説明は以上でございます。

岩崎青少年課長 それでは、私からは青少年交流プラザの使用料改定についてご説明いたします。

資料9をごらんください。青少年交流プラザ条例の一部を改正する条例についてです。

資料にございますとおり、青少年交流プラザのレクホールから音楽スタジオまでの7施設につきまして、使用料をおおむね20%引き上げる内容となっております。

なお、青少年交流プラザでは一定の要件を満たした青少年団体及び成人団体につきまして、青少年の自主活動への支援を目的とし、その使用料を減免または減額する制度、登録団体優遇制度がございますが、これにつきましては、このたびの条例改正後も引き続き減免・減額を適用してまいります。

なお、条例の附則に照らして、令和2年10月1日から施行することといたします。

以上でございます。

岩佐教育長 本件について一括質疑願います。

鈴木委員 使用料の条例の改正ですが、どこを見ても維持管理コストと最大徴収使用料の乖離が拡大傾向にあると書いてありますけれども、特に豊洲西のプールとトレーニング室について、この維持管理コストと使用料の乖離というのはどのぐらいあるのかというのをお聞きしたいのが1点と、わかれば。それから、これで20%使用料が上がるわけですが、他の体育館にもプールがあると思うんですけど、そこでの使用料の同金額というか、バランスというのがどのようになっていくのかお聞きしたいと思います。

大町学務課長 まず、維持管理コストと最大徴収料との乖離でございますけれども、今般の値上げに関しましては平均を用いておりますので、それで20%ということですが、豊洲西小体育館につきましては相当乖離率が大きく、その理由といたしましては、特にプールにつきましては、児童でも使っているということで、その時間帯は利用できないということもございます。相当の乖離はございます。

そして、他のプールの料金との兼ね合いでございますけれども、もともこのプールが、体育館棟が完成した際に他のスポーツセンターと同様の料金設定といたしまして、今回の改定におきましても、スポーツセンター等は使用料ではなくて利用料金となりますけれども、健康スポーツ公社等と調整をいたしまして、同様の額の設定とするようにいたして

おります。

以上でございます。

鈴木委員　今、もう1度確認したいんですけど、ほかの体育館のプールも値上げして、同様の額にするということですか、これから。

大町学務課長　はい。ご指摘のとおり、同様の額の引き上げとなります。
以上でございます。

岩佐教育長　よろしいですか。ほかにもございますでしょうか。

眞貝委員　1番で、乳幼児は無料と書いてありますけれども、豊洲西小のプールに乳幼児も入れるわけですか。

大町学務課長　乳幼児のほうも利用は可能となっております。

岩佐教育長　よろしいですか。ほかには。
(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長　それではお諮りいたします。一括議題といたしました日程第4、日程第5、日程第7、日程第8、日程第9及び日程第10について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長　ご異議ありませんので、これを決定いたします。
なお、ここで文化観光課長及び青少年課長につきましては、他の公務のために退席いたします。ご苦労さまでした。
続いて、日程第6　議案第7号　江東区立図書館処務規程の一部改正を議題といたします。
本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長　議案第7号　江東区立図書館処務規程の一部改正。
上記の議案を提出する。令和2年2月7日。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

栗原江東図書館長　それでは、議案第7号　江東区立図書館処務規程の一部改正についてご説明をいたします。
資料5をごらんください。

1、このたびの改正理由でございますが、令和2年度より江東・深川を除く地域館が指定管理者の運営となることにより区職員が不在となるため規程を改正するものであり、主な改正点として、2、改正の概要に

記載のとおり、規程中の「地区図書館」の文言を「深川図書館」に変更し、あわせてサービス推進系の項の一部を変更するものでございます。

なお、施行期日は令和2年4月1日でございます。

2ページ、新旧対照表をごらんください。

本規程のつくりといたしまして、左側の現行上に記載のとおり、第3条に江東図書館の分掌事務、下から3行目、第4条に江東図書館を除く地区図書館の分掌事務、右側3ページ中段より下、第5条の2、深川図書館の分掌事務の特例というつくりとなっておりましたが、先ほどご説明したとおり、江東図書館及び深川図書館以外の地域館に区職員が不在となったことから、改正案では第4条を深川図書館の分掌事務として整理したほか、その他条文についても所要の修正を行いました。

簡単ではございますが、私からの説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

岩佐教育長 それでは、本案について質疑を願います。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

岩佐教育長 お諮りいたします。日程第6について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。

報告事項1 第二大島小学校改築計画ワークショップ開催についてを事務局より説明願います。

谷川学校施設課長 それでは、資料10をごらんください。

目的になりますが、第二大島小学校の改築計画に伴いまして、児童や地域のご意見を反映させ、児童が安心して楽しく通え、また地域に愛される学校施設を建設するため、ワークショップを開催いたします。

内容についてですが、参加者は児童、学校関係者、地域の代表の方々で構成し、4つ程度のグループを設ける予定でございます。

参加人数としましては、おおむね40名程度を想定しておりまして、開催時期につきましては令和2年6月から10月を予定しており、計4回を実施する予定です。

検討テーマにつきましては、今後の流れの中で若干変わるかと思いますが、記載のとおりでございます。

改築ワークショップは、平成22年度に実施しました第二亀戸中学校から、今回で6回目となります。児童生徒だけでなく、PTAや地域の方々からも、学校改築に携わることができてよかったなどお言葉をいただいております。第二大島小学校においても、改築ワークショップを開催し、地域に愛される学校建設をお願いしていきたくと思います。

岩佐教育長　本件について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

堀越教育支援課長 恐れ入りますが、資料 11 をごらんいただければと存じます。

江東区立中学校等外国人講師派遣事業委託プロポーザルの選定結果についてご報告申し上げます。

選定方法でございますが、本事業の選定委員会を設置し、公募型プロポーザルにより業者を選定いたしました。委員といたしましては、教育委員会事務局次長を委員長とし、事務局4名、そして中学校長会の代表2名で、6名で委員会を構成いたしました。審査の方法でございますが、第1次審査につきましては企画提案書等による書類審査、第2次審査につきましてはプレゼンテーション及びヒアリングによって行いました。

4、選定結果でございますが、応募事業者の中のA社が総合得点1,802点、第1位ということで選定をいたします。A社につきましてはブリティッシュ・カウンシルという業者でございます、現在も中学校、そして有明小学校、有明西学園のほうに入っている業者でございます。

よろしく願いたします。

進 藤 委 員 ブリティッシュ・カウンシルの会社の規模ですとか設立年度、人材等、
ちょっとわかったら教えていただけませんか。

18

語教育の事業を行っている会社でございます。設立年度については、現在ちょっと手持ちでわかりません。申しわけありません。

講師陣ですけれども、在籍の講師数ということで70名の講師を常時抱えているということで、この70名が国際資格を持っている有資格者ということで、今回高く評価されたということでございます。

以上でございます。

進 藤 委 員 了解、わかりました。

岩 佐 教 育 長 よろしいですか。ほかには。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項第3、特別支援教育体制の整備についてを説明願います。

堀越教育支援課長 それでは、資料12をごらんいただきたいと思います。

特別支援教育体制の整備についてご報告申し上げます。

本区の特別支援教育体制の整備に向けて特別支援教育検討委員会を実施し、課題を整理するとともに、平成30年8月の江東区総合教育会議にて、その後の整備計画（案）を報告したところでございます。このたび、令和2年度予算が内示されたことに伴い、令和2年4月より以下のとおりの整備を進め、特別支援教育体制の充実を図ってまいります。

まず、1、中学校特別支援教室の設置についてでございますが、全校で設置し、拠点校を深川第五中、南砂中、第二大島中の3校とし、巡回校を21、全24校で実施してまいります。右側は地域別のイメージになります。

2といたしまして、特別支援学級の新設についてということで、まず設置校でございますが、第四砂町中学校、障害種別ですが、知的障害の固定学級として設置いたします。学級規模でございますが、2学級、知的障害の学級は8名が定員でございますので、16名を定員として想定しているところでございます。その他でございますが、第四砂町中学校の開設に当たっては、砂町中学校の支援学級の増に伴い、砂町地区に新設するものでございます。現在、砂町中に4学級で設置しているところになります。

3番、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定級）の新設についてでございます。まず、設置校であります、小中学校各1校、南砂小学校と南砂中学校に設置してございます。障害種別は、自閉症・情緒障害の固定学級となります。学級数と定員ですが、それぞれ1学級8名を想定しています。

4番、適応指導教室（ブリッジスクール）の増設についてでございます。現在、南砂中学校にあります相談学級、これは不登校生徒対策の学

級になりますが、この学級の閉級に伴いまして、通級生徒の学習機会を確保するため、新たに同学校内に適応指導教室（ブリッジスクール）を開設するものであります。現在の相談学級と同様の学習環境を整備し、週5日間通級して学びたいと希望する生徒への指導を行ってまいります。東陽町と東大島にありますブリッジスクールをあわせて3教室体制で不登校児童・生徒の支援の充実を図ってまいります。

報告は以上でございます。

岩 佐 教 育 長 本件について質疑願います。

鈴 木 委 員 この体制の整備であります、それぞれ新設がまた増えて、増設もあるんですけど、講師といいますか、先生といいますか、そういった人員が増えると、こういうふうに思うんですけども、人員のほうはどのぐらいの体制で増えていくのかということと、それから全体的でいいんですが、大体予算というか、どのぐらいこれにかかっていくのかというのをお聞きしたいんですが。

堀越教育支援課長 まず、増設と新設については、7月の時点で東京都教育委員会に申請を出しております。東京都教育委員会からは、令和2年度4月からの新設について許可するという形で報告を受けていて、それに伴い、教員の定数に基づいて配置するということでございます。

まず、1の特別支援教室については、巡回の教員がいますので、現在、南砂中と深川五中、合わせて現在9名おりますので、その体制の中で3校で割り振る形に進んでいただく予定でございます。

2番の特別支援学級の新設については、第四砂町中学校の2学級16名ということですので、特別支援学級固定については学級数プラス1となっておりますので、3名の専属の教員、あとは教科において授業が必要な場合には講師を配置するという形になります。

3番の自閉症・情緒障害特別支援学級の固定級につきましての学級数プラス1であります、こちらについては9教科展開となりますので、南砂小学校、南砂中学校の教員、あるいは生徒の授業の中での交流授業という形とか、そういった形で模索しておりまして、教員の配置ができるような形で考えているということになっております。

適応指導教室（ブリッジスクール）につきましては、正規教員ではなく退職した校長先生、あるいは区で配置する講師のみということで考えているところでございます。

整備体制につきましては、各学校、今年度予算で既に必要なものについては配置しているところでございますが、各学校からの今後の要望に応じて、教材等について配備してまいります、こちらについては各学校の令達予算の中で配置するというところでなっておりますので、その辺

についても校長に対して既に指示を出しているところでございます。

以上です。

岩 佐 教 育 長 ほかには。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項４、令和２年度特別整理期間に伴う図書館の休館についてを説明願います。

栗原江東図書館長 それでは、令和２年度特別整理期間に伴う図書館の休館についてご報告いたします。資料１３をごらんください。

図書館では、年１回、図書館内の蔵書の点検、またその破損等による図書の除籍、書架の配置がえ等の作業を集中的に行うため、特別整理期間として休館日を設定しております。

今年度は、昨年９月から１０月にかけて実施しました図書館のシステムリプレイスに伴う１０日間の臨時休館にあわせて、全館一斉に蔵書点検を実施いたしました。令和２年度は、一昨年同様に各館時期をずらして特別整理期間を設定いたします。

なお、これまで図書館は月曜日が休館であったため、基本的に火曜、水曜に特別整理期間を設定し、月曜日から水曜日までの計３日間で蔵書点検等を実施しておりました。しかしながら、次年度より全館において月曜開館を実施することから、記載のとおり各館作業に必要な３日間を特別整理期間として設定しております。

なお、江東及び深川図書館は蔵書数が多い等の理由により、計４日間の休館期間としております。

なお、休館期間の周知方法ですが、３に記載のとおり、江東区報、図書館ホームページ、館内ポスターにより周知を行うとともに、図書館利用案内、図書館カレンダーを配布し周知に努めてまいります。

本件の報告は以上になります。

岩 佐 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 本報告を終了いたします。

これより協議事項に入ります。協議事項１、令和２年度江東区教育委員会主要施策（案）についてを議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

岩 井 庶 務 課 長 令和２年度江東区教育委員会主要事業についてご説明いたします。

本区では、区の教育進行基本計画であります教育推進プラン・江東後期に基づく教育施策を推進するため、重点的に取り組む施策を主要施策として定めております。主要施策では、教育推進プラン・江東後期で示

している江東区教育ビジョンや重要施策取り組み指針に加え、具体的な取り組みとして取り組みの重点というものを定めており、取り組みの重点については毎年見直しをすることとしてございます。今回は、現行プランの最終年度の見直しということになります。

資料１４をお開きいただきたいと思います。

ごらんのように、教育推進プラン・江東（後期）では、教育ビジョンの根幹であります江東区教育理念のもと、４つの施策の柱に沿って１３の重要施策、丸ピンクのところですね、記載している項目となっております。それから、この重点施策を推進するための２３の取り組み指針、括弧書きの数字のところでございますが、取り組み指針を設けております。取り組みの指針の下に記載しております①から丸４５の項目が、先ほど申し上げました毎年見直す項目、取り組みの重点ということになります。

資料中で朱書きになっている箇所が令和元年度からの変更箇所ですが、まず、丸２３、教育相談事業の充実は、令和２年度予算でスクールソーシャルワーカーを増員するなど、教育相談体制のさらなる充実を図るため、資料に記載のとおり変更したところでございます。

また、丸４２番の児童館活動の充実につきましては、本年度より児童館がこども未来部へ移管となったことから、主要施策から削除するとともに、丸４３番以降の符番を繰り上げてございます。

その他の重点については大きな変更点はなく、引き続き４５の取り組みの重点それぞれにおいて教育施策の力強く推進していく考えでございます。

最後に、資料最後のページになりますが、おめくりいただきまして、重要課題である東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の取り組みについて記載しております。いよいよ令和２年度はオリンピック・パラリンピックが開催されます。昨年度までの表記は、江東区オリンピック・パラリンピック教育推進計画に基づき、江東区独自の取り組みを着実に推進するとしてきたところでございますが、令和２年度は、記載のとおり、区内で２０の競技が行われる恵まれた環境を生かして、競技会場での観戦など、子供たちに豊かな体験ができるよう取り組みます。また、大会終了後も、オリンピック・パラリンピック教育で培った成果をレガシーとして江東区の教育活動に生かすための取り組みを推進していく旨、表記に改めたところでございます。

令和２年度は現行プランの最終年度でありまして、オリンピック・パラリンピック大会が開催されるなど、まさに集大成の年度ということになります。また、新たに策定する令和３年度からの次期のプランを策定していく年度ともなっております。これまでの成果と課題を踏まえながら、新しい時代にふさわしい計画となるようしっかりと検討してまいります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

岩 佐 教 育 長 それでは、本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 お諮りいたします。本案について承認することにご異議ございません
でしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 ご異議ありませんので、これを承認いたします。

それでは、以上をもちまして、令和２年第２回江東区教育委員会の定
例会を閉会いたします。お疲れさまでした。